

関西中央高等学校「いじめ防止基本方針」

学校法人冬木学園
 関西中央高等学校
 2014. 4. 1 施行

2019. 8. 9 改訂

2020. 8. 21 改訂

2022. 8. 18 改訂

2023. 4. 5 改訂

いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、いじめられた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

このことから、本校では、全ての教職員が、いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為であるとの認識のもと、学校教育全体を通して、生徒等一人一人に「いじめを決して行わない」、「いじめを決して許さない」という認識と、そのことを実践できる資質を養い、「いじめのない学校」づくりを目指すものである。

そのために、教職員自らが、いじめを決して許さないという決意のもと、いじめの問題への理解を深め、常に対応力を向上させるよう研鑽するとともに、全教職員が組織的に取組を進めることにより、学校生活の中で、生徒等が明るく生き生きと活動できる環境づくりに努める。

1 いじめの問題に関する基本的な考え方

いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為である。しかし、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る」ことから、学校・家庭・地域が一体となり、常に連携を図りながら継続的な取組を行うことが必要である。

(1)いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法 第2条」より

(2)いじめの認識

◇いじめは決して許されることのない重大な人権侵害である。

◇いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。

- ・いじめの加害生徒・被害生徒等は入れ替わることが起こり得るものである。

- ・加害者や被害者になりそうな生徒等を発見・予見して対応しようとするのではなく、常に生徒等全員に注意を注ぐとともに、全員を対象とした取組を行う。

◇「些細な事」と判断せず、いじめを見逃さない。

◇校外で起こるいじめもあることから、日ごろから家庭・地域・関係機関等と密接に連携した取組を行う。

2 いじめ防止のための体制

(1) いじめの防止等のための組織<いじめ防止対策推進法第22条関連>

① 「いじめ問題防止委員会」

学校におけるいじめの未然防止、早期発見に対する情報共有と対策を構築し組織的な対応を行なうため中核となる常設の組織として設置する。本委員会を中心として、いじめ問題の未然予防と早期発見に努め、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談・記録を確実にいき、学校全体でいじめの予防対策を行なう。また、再発の防止にも努める。

構成員は次の通りとする。

学校長、教頭、生徒指導部長、人権教育部長、教務部長、進路指導部長、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー。

② 「いじめ問題対策委員会」

学校におけるいじめの事象への対処などに関する措置を実効的におこなうため、組織的な対応の中核となる常設の組織として設置する。本委員会を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談・記録を確実にいき、学校全体で総合的ないじめ対策を行なう。

構成員は、「いじめ問題防止委員会」構成員に、学校長が必要と認める本校教育職員および事務職員を加え編成する。学校長は必要と認めた場合、学外の専門家を加えることができる。

(2) いじめ防止等に係る年間指導計画

いじめの未然防止・早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、いじめ防止等に係る年間指導計画を別に定める。

年間指導計画の作成にあたっては、生徒等への指導・職員研修・保護者や関係機関との連携等に留意する。 【別紙2】

3 いじめの問題への取組

【別紙1・2】

(1) 未然防止

いじめの問題への取組は、多くの生徒等が被害者にはもちろん、加害者にもなった体験があるという事実から出発することが重要であり、早期発見・早期対応の取組や、加害者・被害者を特定したり予見したりしようとする取組の限界を理解し、未然防止に取り組む。

(2) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行なわれたり、大人がいじめと判断しにくい形で行われることも多いことから、些細な兆候も見逃さず、早い段階から関わりいじめを積極的に認知する。定期的に会議を開き状況等を確認する。

(3) 早期対応

いじめの発見・通報があった場合は、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織的対応を行う。被害生徒等を徹底して守り通すという姿勢で対処するとともに、加害生徒等に対しては教育的配慮のもと毅然とした態度で指導を行う。

(4) 再発防止

いじめは再発しやすいことから、早々に解決したと判断せず継続的に指導を行う。定期的な会議により状況等の確認を続ける。

4 重大事態への対応

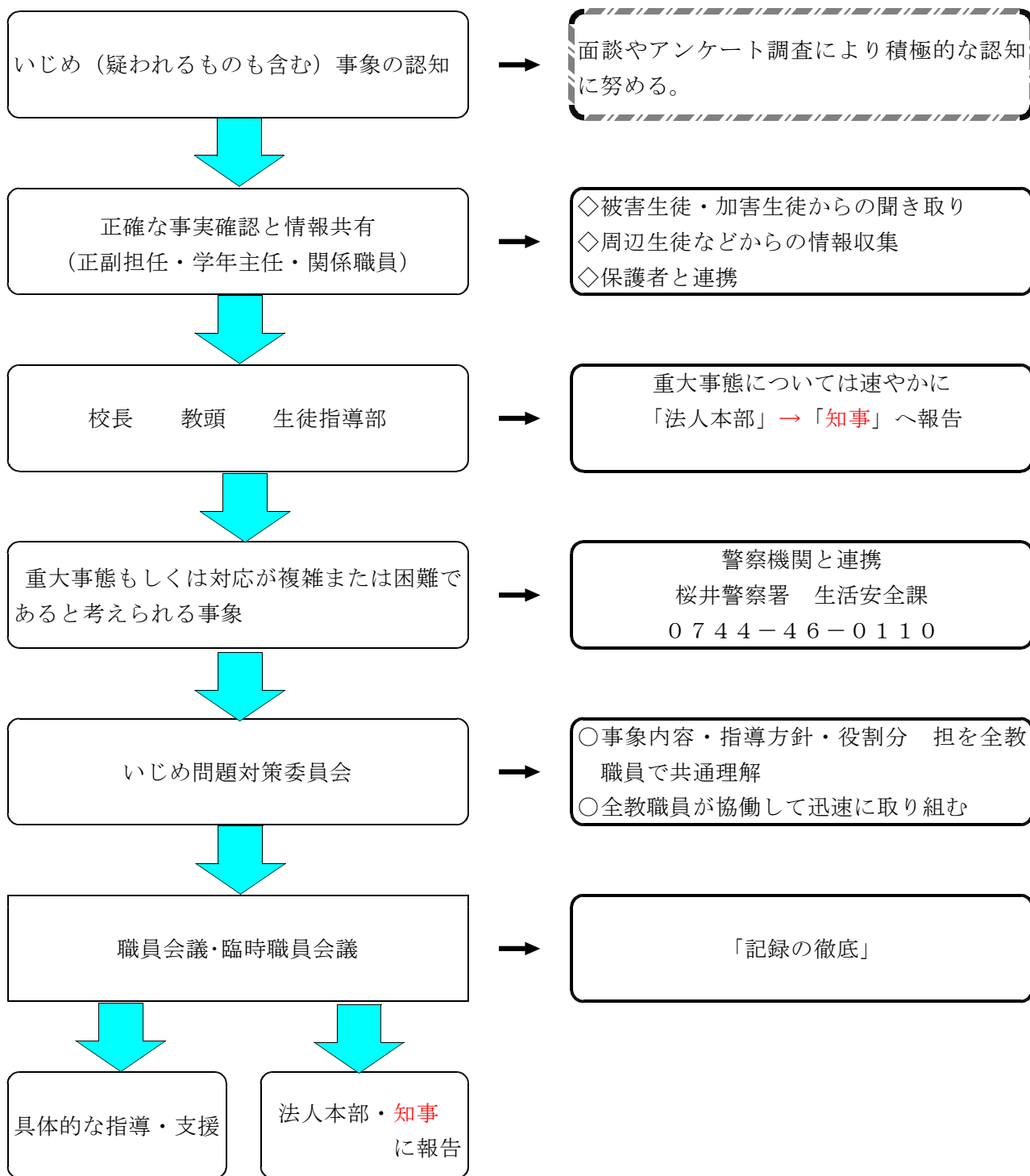
生徒等の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合は、速やかに法人本部・知事に報告を行うとともに、いじめ問題対策委員会により早急に調査を行い事態の解決に当たる。

なお、事態によっては、知事及び県教育委員会が重大事態調査のために設置する組織に協力し、事態の速やかな解決に向け対応する。

5 その他

開かれた学校となるよう、いじめ防止等についても基本方針をはじめ、積極的に情報発信するとともに、家庭や地域等からの意見も聴取することに留意する。また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施する必要から、本方針が効果的に機能しているかについて、いじめ問題防止委員会において毎月点検し、学校長は、毎年度末に見直し、必要に応じて、改定を行う。

《いじめ問題への取り組み》



報告・相談・連絡・記録を徹底して実施

被害者への支援

「共感的に受け止める」

- 伝えること
 - ・学校として「何としても守る」という姿勢・プライバシーの保護
- 確認すること
 - ・身体の被害状況(診断書)
 - ・金品の被害状況
 - ・カウンセリングの必要性
 - ・警察への被害申告の意志
- 留意すること
 - ・再発や潜在化
 - ・保護者への説明と保護者の考えの確認

加害者への指導

「毅然とした態度で」

- 伝えること
 - ・いじめは決して許されない行為であること
 - ・いじめられた側の心の痛み
 - ・自分の行為が重大な結果に繋がった
- 確認すること
 - ・カウンセリングの必要性
- 留意すること
 - ・加害者の心理的背景(ストレス・自己存在感など)
 - ・加害者が被害者になること
 - ・保護者との連携

友人・知人への指導・支援 (観衆・傍観者など)

「みんなを守るという姿勢」

- 伝えること
 - ・いじめられた側の心の痛み
 - ・観衆や傍観者も加害者であること
 - ・プライバシーの保護
- 確認すること
 - ・カウンセリングの必要性
- 留意すること
 - ・観衆や傍観者が被害者になること

再発防止のための保護者・地域と連携した見守り県への報告

《重大事態への対応》

- ・速やかに法人本部・県に報告するとともに、必要に応じて警察など関係機関に連絡する。
- ・県及び県教委の支援のもと、法人本部・管理職を中心として学校全体で組織的に対応、迅速に事案解決に努める。
- ・事案により、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急の保護者会などの開催について検討する。
- ・マスコミなどの対応は法人本部・管理職を窓口とする。

	会議・研修	未然防止	早期発見
4月	いじめ問題防止委員会①		「個人面談」 「教育相談」
5月	いじめ問題防止委員会②		「悩みのアンケート」 「教育相談」
6月	いじめ問題防止委員会③	「人権教育HR」	「教育相談」・「個人面談」
7月	いじめ問題職員研修 いじめ問題防止委員会④	「いのちを大切にする教育 講演会」	「いじめのアンケート」 「三者懇談」「教育相談」
8月	いじめ問題防止委員会⑤		「教育相談」
9月	いじめ問題防止委員会⑥	「人権作文発表会」	「悩みのアンケート」 「教育相談」「個人面談」
10月	いじめ問題防止委員会⑦	「人権講演会」 「人権教育HR」	「教育相談」
11月	いじめ問題防止委員会⑧		「教育相談」「個人面談」
12月	いじめ問題防止委員会⑨ 人権教育職員研修		「三者懇談」 「教育相談」
1月	いじめ問題対策委員会⑩	「人権教育HR」	「悩みのアンケート」 「教育相談」
2月	いじめ問題防止委員会⑪	「情報モラル講演会」	「教育相談」
3月	いじめ問題対策委員会⑫		

未然防止に向けて

- 認め合い支えあう集団づくり
 - ・「居場所」づくりと「絆」づくり
 - ・「自己有用感」「自己肯定感」を育む授業や学校行事など
 - ・生徒などの行なう自主的ないじめ防止などに関わる活動への支援
- 人権意識の高揚と豊かな心の育成
 - ・人権教育の充実
 - ・道徳教育の充実
- 情報教育の充実
 - ・情報モラル教育の推進
 - ・フィルタリング利用と家庭におけるインターネット利用のルールづくりなどの啓発
- 生徒などの様子の把握
 - ・共感的生徒理解
- 保護者・地域・関係機関との連携
 - ・保護者への啓発と情報発信
 - ・地域への情報発信と関係機関との連携

早期発見に向けて

- 情報の収集
 - ・教職員の「気付く力」を高める
 - ※校内職員研修の実施
 - 校外で行われる研修への参加
 - ・生徒等・保護者、地域からの情報収集
 - ・休み時間などの校内巡視
 - ・定期的な面談による情報収集（生徒など・保護者）
 - ・アンケート調査の定期的な実施
 - ※生徒などへのアンケート調査の実施
 - 保護者へのアンケート調査の実施
- 相談体制の充実
 - ・いじめ相談窓口の設置（校内）
 - ・いじめ相談窓口の周知（校外）
- 情報の共有
 - ・報告の徹底と、全教職員による情報共有
 - ・要配慮生徒など情報共有
 - ・申し送り事項の確認の徹底
 - ・「個人別生活カード」の活用
 - ・「留意を要する生徒記録」による周知